

海津市空家等改修補助事業

市内の空家等の移住促進及び地域活性化に資するため、空家等の有効活用を目的とした改修等を行う所有者、入居者又は入居予定者に対して、改修費の一部を補助します。

【対象となる要件】

- ① 市内の空家等(長屋を含み、アパート、マンション等の共同住宅を除く)のうち、居住又は店舗の営業等を目的として建築し、利用する者がいないものをいう。
- ② 空家等の活用を目的とした空家等の増築、改築、改修、修繕、模様替え等に係る工事
- ③ 所有者等については、空家等に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- ④ 入居者については、所有者等と売買契約を締結している者又は空家等を賃貸するため、所有者等と賃貸借契約を締結している者
- ⑤ 入居予定者については、空家等の売買又は賃貸について、空家等の所有者等の同意が書面により得られている者で、工事が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約を締結する見込みである者
- ⑥ 工事に要する費用の額が10万円以上のもの
- ⑦ 申請日の属する年度に契約し、その年度の2月末までに完了する工事
- ⑧ 国、県又は市による他の制度の補助を活用した工事でないこと
- ⑨ 交付決定前に着手していないもの
- ⑩ 空家等となり、1年以上経過したもの

【対象となる者】

- ① 所有者、入居者又は入居予定者
- ② 売買契約又は賃貸借契約が締結された日から、1年以内に申請した者
- ③ この補助金の交付を受けた日から3年以上当該空家等を活用する意思がある者
- ④ 市税等の滞納がない者

【補助金額】

対象空き家及び付属物を改修するために要する額の1/2
(1,000円未満の端数切り捨て) ※上限100万円

【受付開始】 令和8年5月11日(月)から(令和9年2月末日までに完了できるもの)

【受付戸数】 先着順 6戸

【申込方法】

空き家を改修する前(工事前)に補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、建設都市計画課の窓口もしくは郵送で提出してください。予算の範囲内で先着順に受け付けます。

【問い合わせ・申込み先】

海津市役所 都市建設部 建設都市計画課

〒503-0695 海津市海津町高須515番地 電話0584-53-1425 (直通)

手続きの流れ

	申請者	海津市 建設都市計画課
手順1	事前相談 事業計画書・見積書の用意	
手順2	補助金交付申請書の作成	
		書類審査・交付決定
手順3	改修工事の実施	
手順4	完了届の提出	
		完了確認・交付額の確定
手順5	交付請求書の提出	
		補助金の交付